

平成14年7月19日

各 位

上場会社名 株式会社 テザック  
代表者名 代表取締役社長 寺田元一  
コード番号 3115  
上場取引所 東・大・名1部  
問合せ先 常務取締役 寺田隆彦  
電話 06-6578-5520

## 会社更生手続開始決定の申立てについて

当社は、下記の通り、本日午後4時30分、大阪地方裁判所に対し、会社更生手続開始決定の申立てを行い、受理されました（大阪地裁平成14年（ミ）第22号）。なお、当社100パーセント子会社であるテザック繊維ロープ株式会社（代表取締役社長 里見 茂）も当社と同時に会社更生手続開始決定の申立てを行い、受理されています（大阪地裁平成14年（ミ）第23号）。

### 記

#### 1. 会社更生申立てに至った経緯

当社は、平成5年頃から、3工場を集約し二色浜の埋立地（貝塚市二色中町11番1）に総額235億円を投じて最新鋭の工場群を建設しはじめましたが、完成後のバブル崩壊によって跡地売却による返済ができず、多額の有利子負債を抱えることになりました。さらに、昨今の市場の低迷等により、売り上げも最盛期の三分の一程度に落ち込み、有利子負債の返済が困難な経営状況に陥りました。

遊休地の処分をはじめ、平成13年4月には、株式会社神戸製鋼所など3社と合弁会社テザックワイヤーロープを設立し、鋼索鋼線部門を分離して生産面での合理化を図り、また6月末の株主総会では減資を提案しご了承頂くなど、再建努力を重ねて参りました。

しかしながら、ラパーク岸和田のキーテナントである長崎屋の会社更生申立、昨年来の株価の低迷などから、金融機関の対応は厳しさを増し、かつ仕入先からも取引条件の見直し要請を受け、急激に資金繰りが逼迫するに至りました。

当社としては、再建のため抜本的解決をはかるには法的手続が不可欠であると判断し、会社更生申立てを行った次第です。

本日、大阪地方裁判所より、弁済禁止の保全処分命令及び保全管理命令が下され、大阪弁護士会所属の佐々木豊弁護士が保全管理人に選任されています。

なお、株式会社テザックワイヤーロープは、上記のとおり、独自の仕入・販売活動を行っているもので、当社の会社更生申立とは関係なく今までどおり事業継続していることを併せてご報告します。

さいわい、三井住友銀行様等からも今後も運転資金等必要資金について継続支援を頂ける見込みです。

## 2．負債総額

当社の平成14年3月末日における負債総額は約398億円です。

(参考)同時に申立を行ったテザック繊維ロープ株式会社の負債総額は約12億円です。

## 3．今後の事業継続

今後の経営につきましては、保全管理人のもと、事業継続し会社再建に向けて全力を尽くして参る所存です。

さいわい、三井住友銀行様等からも、今後も運転資金等必要資金について継続支援を頂ける見込みです。

事件番号

株式会社テザック(大阪地裁平成14年(ミ)第22号会社更生事件)

テザック繊維ロープ株式会社(大阪地裁平成14年(ミ)第23号会社更生事件)

保全管理人

佐々木豊弁護士(大阪弁護士会所属)

事務所：〒541-0041 大阪府中央区北浜2-1-3

北浜清友会館6階

電話：(06)6578-5521(本社・保全管理人室)以上